

第四管区海上保安本部公示第 16 号

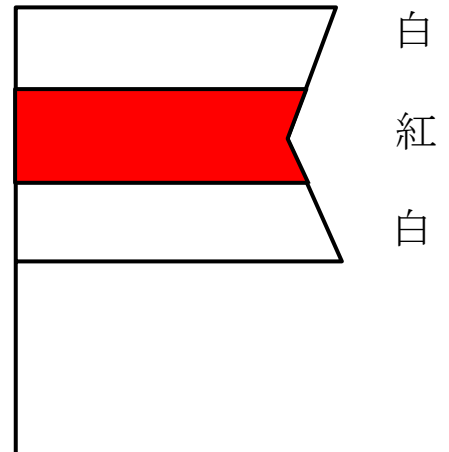
水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 3 日

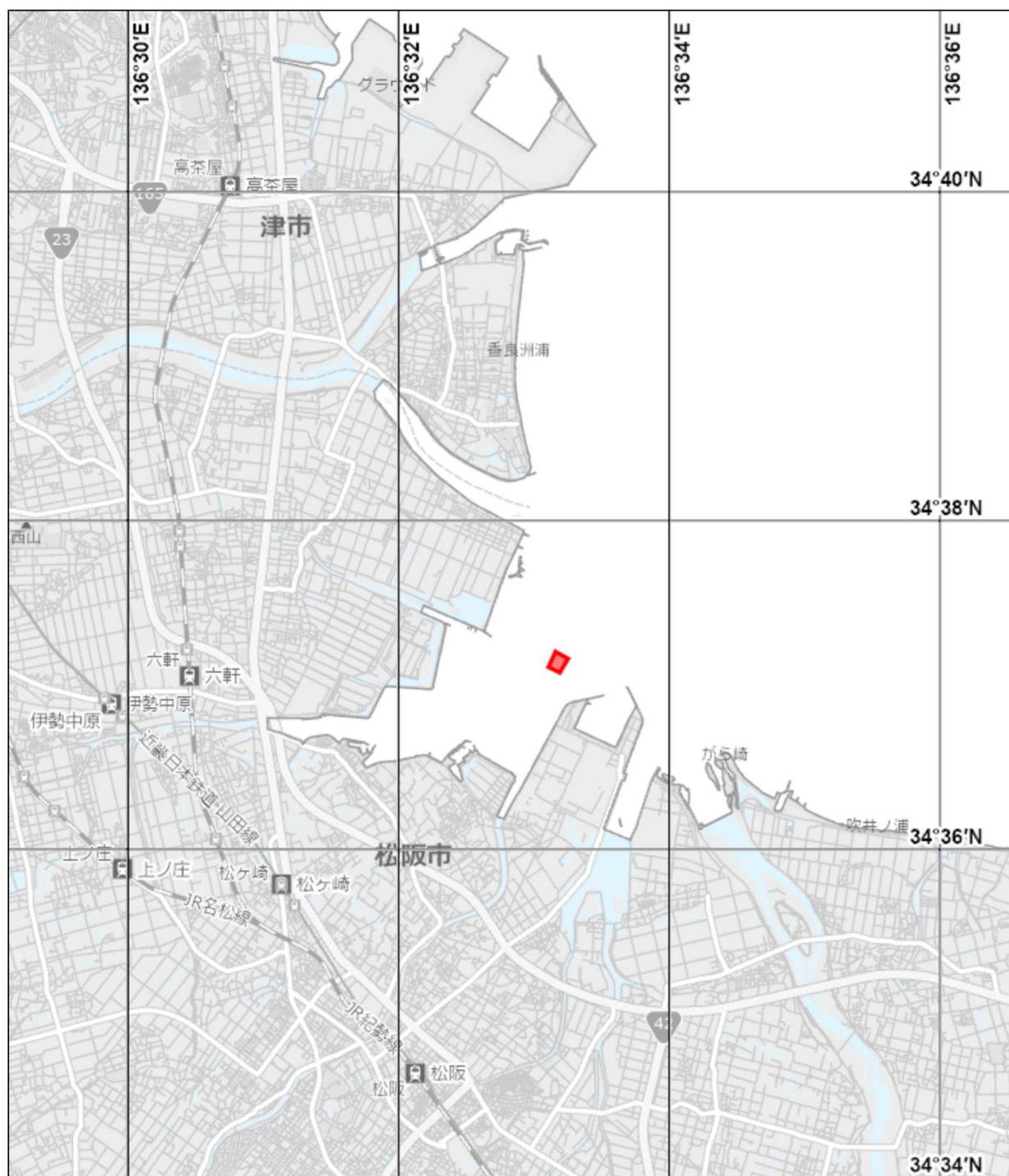
第四管区海上保安本部長（公印省略）

- 1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所
三重県津農林水産事務所長 堀江 正征
三重県津市桜橋 3 丁目 446-34
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
別図に示すとおり
令和 8 年 7 月 3 1 日～令和 8 年 8 月 3 1 日（うち 2 日間）
- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、音響測深機による測深

- 4 その他必要な事項
測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省
令第 55 号）第 6 条に定める標識を揚げ
る。



別図



調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図